

① 訪問系サービス

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	★居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	☆重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援などをします。
	★行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に必要な介助や外出時の移動の支援などをします。
	★同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に対して、外出時に同行して移動の支援などを行います。
	★短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、一時的に施設へ入所することができます。
	★重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを組み合わせて、包括的に提供します。

★は、必要性を認められた障がい児も利用できます。

☆は、必要性を認められた15歳以上の障がい児も利用できます。